

経済産業省指針に準拠した「知的財産報告書」を公表

カブドットコム証券株式会社は、2004年より、経済産業省が公表した「知的財産情報開示指針」に基づく「知的財産報告書」を作成していますが、最新の情報を追加した2012年度版の報告書を作成、公表することといたしました。

当社は、フルオープンなシステム基盤を自社で開発・運営する我が国唯一のネット専門証券会社として、これまでに様々な証券システムにおける新技術を開発し、条件注文などの新サービスを提供してまいりました。これらの新技術や新たなサービスコンセプトなどに関する知的財産の蓄積は、ネット専門証券会社としての当社の企業価値の向上に結びつくものと考え、特許出願や商標登録出願を積極的に行っています。このような取り組みの成果として、前期末までに、ネット専門証券会社では最多となる15件の特許権（うち2件は三菱東京UFJ銀行との共有）を保有することとなりました。

当社は、2005年3月に東京証券取引所市場第1部に上場し、上場後も積極的な情報開示に努めておりますが、条件注文等の独自のサービスを特徴とする当社にとって、開発資産などの知的財産の保全については、特に重要な課題であると考えています。このような知的財産に対する考え方や取り組みを、投資家をはじめ当社のお客様や関係者の皆様に広くお伝えすべく、「知的財産報告書」を公表することとしたものです。

尚、経済産業省の「知的財産情報開示指針」に則った報告書は金融業界・証券業界では当社が唯一公表しているものです。

< 知的財産報告書とは >

企業が自社の有する技術やブランドなどの知的財産に関する情報を開示する報告書で、報告書に記載する内容の指針として、2004年1月に経済産業省から「知的財産情報開示指針」が公表されました。企業の有する資産の中で知的財産の比重が増大する中で、知的財産については固定資産のような開示のルールが定められておらず、投資家等に対して十分な情報が提供されていないと言われております。「知的財産情報開示指針」は、このような課題に対して、知的財産に関する情報を開示するための指針として、開示すべき内容や項目について公表されたものです。

知的財産報告書



2013年6月

カブドットコム証券株式会社

はじめに

当社は、「リスク管理追求型」のコンセプトの下、フロントシステムからバックオフィスシステムまで一貫してオンライン取引コンピューターシステムを自社開発してきた証券会社で、これまでに新技術を活用した各種条件注文や音声情報通知など先駆的なサービスを提供してきました。当社のこのようなサービスは、お客様の様々な要望にお応えするために生まれたアイデアと当社のシステム技術が融合することにより誕生したのですが、このような当社独自の開発成果を技術資産として権利化を進めることによって、企業価値の向上に結びつくものと考えています。また、当社の提供する新しいサービスには、親しみやすく覚えやすいネーミングを行い、当社サービスの認知度の向上を図ることによって、ブランド資産の蓄積を進めていきたいと考えています。

このような当社の取り組みについて、投資家やお客様の皆様にお伝えすることを目的に、本報告書を提供させていただくことといたしました。

1. 中核技術と事業モデル

当社は、勘定系を含めた全システムをフルオープンなシステム基盤により、自社で開発・運営する我が国唯一のネット専門証券会社です。当社では、ネット証券というビジネスモデルを「従来の営業マンの代わりにネットを介しシステムで取引する」というものと考え、システムこそが最大の差異化要因であると考えています。当社は独自開発のシステムにより、逆指値やトレーリングストップなどの各種条件注文、「kabuステーション」や「シストレFX」などの高機能トレーディングツール、電話への多様な場面での自動通知サービス、非完全前金で与信管理し自動精算する決済システムなど、ユニークなサービスとして展開しています。

従来のホスト中心のクローズドなアーキテクチャでは、急拡大し常に変化が要求されるネット証券のシステム基盤としてはハンディキャップとなり、新たなサービスを行うために発生するシステム開発の投資費用も膨らみがちとなります。そこで当社においては、

Microsoft® Windows® サーバ用途向けプロダクトを中心に、各サブシステム間を TCP/IP 通信で結合し、オープン・プラットフォーム・アーキテクチャを全面的に採用したシステムを構築することで、柔軟な拡張性とシステム開発コストの低減を実現しています。

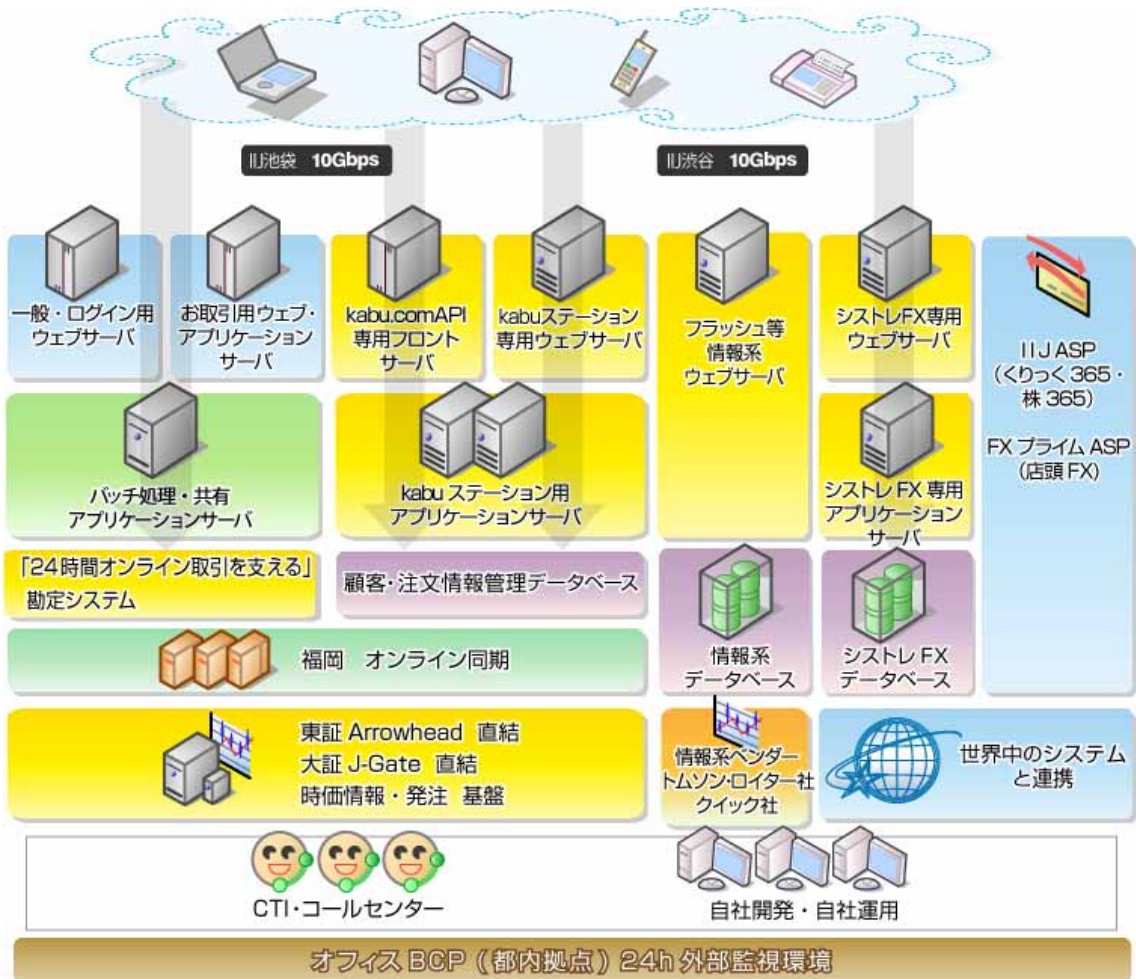
当社の事業モデルにおいて基本となる考え方は、「リスク管理追求型」のサービスコンセプトに沿って、従来にはない新しい取引サービスを提供して、お客様の投資リスクの低減に貢献することです。情報提供の充実や高機能のトレーディングツールの提供に努めるのは勿論のこと、お客様のリスク管理のために必要な機能を考慮して、リスク管理に有効な新たなサービスを提供することにより、お客様の投資成績に貢献することを事業モデルの基本理念としています。お客様の投資成績を最重要視する「損をしないことを重要視するスタイルが儲かることに繋がる」というリスク管理追求型のコンセプトは、24 時間稼働の自社システムによって、独自性の高いサービスとして実現されているものです。

このように、技術面におけるシステム開発のみでなく、リスク管理に有効な新たな取引手法等を発想するアイデアも、当社の事業モデルを実現する重要な要素となります。一方で、「リスク管理追求型」のコンセプトに沿って従来にはないサービスを提供するためには、ネット取引システムにおける新たな機能の開発が不可欠になります。

ここにおいて、当社独自の事業コンセプトに沿ったアイデアと柔軟かつ拡張性の高い自社開発のオンライン取引システムが融合し、当社独自のサービスを提供することが可能となっています。つまり、当社の事業モデルは、「リスク管理追求型」のコンセプトに沿ったビジネスアイデアと、当社独自の中核技術である自社開発・運営のネット取引システムを前提にして初めて成立するものなのです。

システム構成図

下図は、2013年5月末時点でのカブドットコム証券のお取引システム構成の概略図です。



2 . 技術開発セグメントと事業戦略の方向性

前述のとおり、当社にとって自社開発の柔軟かつ先進的なオンライン取引システムと、「リスク管理追求型」のコンセプトの下で生み出されたお客様の利益に資する新たなサービスに関するビジネスアイデアが、当社の事業コンセプトを生み出す両輪として機能しています。当社は、このようなシステム技術とビジネスアイデアが融合することにより生み出された当社独自のオンライン取引システムを最大の差異化要因として、業界内において独自の地位を築いていくことを基本的な事業戦略としています。このような事業戦略の下で当社において行われている技術開発の内容は、「リスク管理追求型」のコンセプトに沿った新たな取引手法、投資家啓発のツールやお客様への情報提供方法、預り資産の管理手法等のサービスを実現するためのネット取引システムの開発が中心になります。

尚、当社において行われる開発投資は、上記のように新たなサービス手法を実施するためのネット取引システムの開発投資が中心となるため、会計上は研究開発投資ではなく、ソフトウェア投資等の設備投資の取扱いとなっています。尚、会計上のソフトウェア資産の残高は、取引の急増に伴うシステム増強等によって、2,213 百万円（2013 年 3 月末）と前期（1,746 百万円）から大きく増加しています。

3 . 技術開発セグメントと知的財産の概略

当社独自のサービスは、「リスク管理追求型」の事業コンセプトに沿ったビジネスアイデアと、柔軟かつ拡張性の高い自社開発のネット取引システムの融合により生み出されるものであり、独自の事業コンセプトとそこから生み出されたビジネスアイデア、さらにそのビジネスアイデアを実現するネット取引システムにおける開発資産そのものが、まさに当社にとっての知的財産であると考えられます。また、個人投資家に対する具体性のあるソリューションの提供でお客様本位の証券会社として認知されることにより蓄積された信用力や、独自のサービスが認知されることにより形成されるサービスマークのブランド力も、当社にとって重要な知的財産であると考えられます。

このうち、事業コンセプトやビジネスアイデアについては直接に法的な保護を施すことは困難であることに加え、むしろ当社独自のコンセプトを積極的に提案してお客様を誘導することに意義があると考え、新しい取引手法等の啓発活動として様々なメディアやイベント活動を通じて積極的な開示・提案活動を行っています。

一方で、このようなビジネスアイデアを実現するために開発したネット取引システムについては、かかる独自の開発資産が当社の保有資産であることを明確にして、可能な限り独占権を確保するために、「リスク管理追求型」のコンセプトを実現するために重要と考えられる発明については、積極的に特許出願を行うよう努めてきました。

特許出願においては、特に当社の独自性が発揮できる分野での権利取得を重視していま

す。具体的には、リスクを限定した取引を可能にする独自の発注方式である逆指値をはじめとする条件注文などの発注系のシステムに関連する技術を重点分野としている他、お客様に必要な情報を的確に提供するための情報系システム、情報系システムからの情報を捉えて速やかに発注系に移行するための連携システム、預り資産を安全確実かつ効率的に管理するための資産管理系システムなども出願の対象分野としています。独自の発注方式については、「逆指値」等の条件発注を実現する技術に関する特許権の他、「±指値（ブラマイさしね）」、「W指値（ダブルさしね）」、「W指値を設定するUターン注文」に関連する特許権も取得しています。また、当社独自のサービスであるSLA（株式注文の取引所等への取次時間が5分を超えて遅延しないことを保証するサービス品質保証制度）を実現するための技術についても、特許権を取得しています。さらに、資産管理系のシステムについても、預り金を所定の水準に自動的に維持する技術や、信用取引保証金や先物・オプション取引証拠金を所定の水準に自動的に維持するために保証金や証拠金を銀行預金との間で自動的に資金移動させる技術に関連する特許権を取得しています。

その他に、国内最大の金融グループである三菱UFJファイナンシャル・グループに属している当社は、銀行等との連携による証券仲介サービスにも力を入れています。これに関連して、2005年8月に旧UFJ銀行（現三菱東京UFJ銀行）との間でスタートした証券仲介サービスに関連する発明についても同行と共同で特許出願を行っており、コールセンターの連携方法に関する特許権と、証券仲介において銀行口座にログインしてネットワーク上で証券口座を開設するシステムに関する特許権が成立しています。

この他に最近では、ある取引所で未約定の注文を他の取引所に引き継ぐシステム、二つの市場の株価を監視して最良価格がある市場を自動的に選択して注文執行するシステムに関する特許権を取得しています。

これまでに当社が取得した15件の特許権の多くは、当社の提供しているサービスにおいて実施されている発明に関するものとなっています。

【参考】当社が保有する特許権

	発明の名称	概要
特許第 3719711 号 (三菱東京UFJ 銀行との共有)	コールセンター間の通 話中継方法	銀行と証券会社など2つの事業者により運用されるコールセンター間において、お客様が電話をかけ直すことなく、通話を引き継ぐことができる通話中継方法に関する特許です。
特許第 3734168 号	発注条件を自動設定す る売買注文処理シス テム及び売買注文の処理 方法	自動売買を執行するための発注システムにおいて、発注時点ではまだ確定していない値である始値を監視して、条件付注文における発注の条件と指値を確定した価格を基準に自動設定する技術に関する特許です。
特許第 3754009 号	訂正条件を自動設定す る売買注文処理シス テム及び売買注文の処理 方法	自動売買を執行するための発注システムにおいて、発注時点ではまだ確定していない他の注文の約定価格等を監視して、W指値注文における訂正条件と指値を自動設定する技術に関する特許です。
特許第 3875206 号	売買注文自動発注装置 及び売買注文の自動発 注方法	ネット証券で用いられている一般的な株式の売買システムに対して、売買注文のステータス管理を行うことにより「株価が～円になれば」といった売買注文を発注するタイミングを制御するための売買注文自動発注装置に関する特許で、当社の逆指値注文をはじめとする自動売買を実現するための技術として用いられているものです。
特許第 3916242 号 (三菱東京UFJ 銀行との共有)	証券取引口座の開設方 法及び証券取引口座開 設システム	取引銀行を介して証券会社に証券取引口座を開設する際に、証券会社に本人確認書類を提出することなく口座の開設が可能であり、口座開設後には取引銀行のオンラインシステムから証券会社のオンラインシステムに自動ログインが可能な証券取引口座の開設方法及びシステムに関する特許です。
特許第 3966475 号	売買注文執行の保証方 法	当社が受注した株式等の売買注文について、注文の委託を受けた証券会社が売買注文の執行状況を効率的に精査し、発注の遅延等が生じた場合には約定条件を調整して注文執行の精度を保証することを可能にする売買注文執行の保証方法に関する特許であり、当社のSLA(サービス品質保証制度)を実現するために必要な技術に関するものです。
特許第 4076512 号	発注条件と注文内容を 自動設定する売買注文 処理システム及び売買 注文の処理方法	自動売買を執行するための発注システムにおいて、発注時点ではまだ確定していない値である始値または終値を監視して、条件付注文における発注の条件と指値を始値または終値を基準にした価格に自動設定する技術に関する特許です。
特許第 4132069 号	売買注文自動訂正シス テム	自動売買を執行するための発注システムにおいて、Uターン注文の発注で第1の注文の約定価格を基準として、第2の注文をW指値注文として発注する技術に関する特許です。
特許第 4420384 号	金融商品の売買注文の 注文内容自動訂正シス テム及び金融商品の売	発注時に自動的に値幅を計算し、値幅制限(ストップ高・安)超又は未満となる指値注文について、市場に発注可能な値幅制限

	買注文の注文内容自動訂正方法	いっばいの指値に調整して注文を発注する「注文制限値幅自動値段調整機能」を実現するための技術に関する特許です。
特許第 4471375 号	預り金自動維持システム及び預り金の自動維持の方法	証券会社に預けられた預り金を所定の水準に自動的に維持するために、預り金と銀行預金との間の資金移動を自動的に実行する技術に関する特許です。
特許第 4542444 号	委託保証金・委託証拠金自動維持システム及び委託保証金・委託証拠金の自動維持方法	信用取引や先物・オプション取引において必要となる保証金や証拠金を、銀行預金口座との間でスムーズに資金移動することで所定の水準に自動的に維持する技術に関する特許です。
特許第 4562342 号	パーソナル情報配信システム及びパーソナル情報の配信方法	通信ネットワークを通じて利用者の端末装置に利用者ごとに作成されたパーソナル情報を配信するためのパーソナル情報配信システム及びパーソナル情報の配信方法に関する特許です。
特許第 4915910 号	売買注文処理システム及び売買注文処理方法	株式等の注文時に顧客の選択によりリスクヘッジのためのデリバティブの注文を受け付け、株式等の注文が約定すると自動的にデリバティブ取引を執行してリスクヘッジを行う技術に関する特許です。
特許第 5105910 号	売買注文発注システム及び売買注文発注方法	取引所から別の取引所（外国市場、PTS 等）へ未約定の注文を引継ぐ技術に関する特許です。
特許第 5154290 号	売買注文発注制御装置及び売買注文の発注制御方法	国内取引所と私設市場の二つの市場の株価を監視し、最良価格がある市場を自動的に選択して注文執行する技術に関する特許です。
特許第 5274048 号	売買注文発注プログラム及び売買注文の発注方法	株式等の板情報が表示された画面において、株式等の注文を執行可能とする技術（板発注）に関する特許です。

また、当社が生み出した新しいサービスには、親しみやすく覚えやすいユニークなネーミングを行うことによりお客様の認知度を高め、広く新サービスへの理解を浸透させることを狙っています。これらの独自のネーミングについては、新たなサービス名等について当社の活動により蓄積されたブランド力や信用力が第三者の悪意により毀損されることを防止し、かつサービス名の使用権限において法的紛争が生じることを防止するリスク管理の観点から、主要なサービス名については商標登録出願を行うことを原則としています。

このようなサービス名の一部については、当社の社名やドメイン名にも用いられている「カブ」「kabu」を冠して新サービスを展開することにより、「カブ」「kabu」自体を当社のコーポレートブランドとして育てていきたいと考えています。

【参考】当社が保有する商標権

「kabu」ブランドの商標権	カブナビ（商標登録第 4451154 号） カブコール（商標登録第 4457093 号） カブボードプラス（商標登録第 4577147 号） カブボード（商標登録第 4583965 号） Kabu.score（商標登録第 4590252 号） カブドットコム証券（商標登録第 4597539 号） * kabu.com（商標登録第 4700548 号） カブマシーン（商標登録第 4753309 号） kabu.studio（商標登録第 4760981 号） kabu レター（商標登録第 4843236 号） kabu スコープ（商標登録第 4902670 号） kabu カルテ（商標登録第 4902671 号） カブコム（商標登録第 5046611 号） Kabu ガジェット（商標登録第 5183824 号） * kabu.com（商標登録第 5229928 号） kabuステーション（商標登録第 5403171 号） * kabu STATION（商標登録第 5403172 号） カブスマート\kabu smart（商標登録第 5457462 号）
自動売買に関する商標権	リレー注文（商標登録第 4644195 号，第 5567574 号） W指値（商標登録第 4673127 号） Uターン注文（商標登録第 4673128 号） プラマイさしね\±指値（商標登録第 4785011 号）
金融商品に関する商標権	プチ株（商標登録第 4508451 号） ワンコイン積立（商標登録第 5509179 号）
手数料体系・決済サービスに関する商標権	ゆうゆう決済（商標登録第 4575041 号） ワンウェイ手数料（商標登録第 4836100 号） ワンショット手数料（商標登録第 4839373 号） ファンドDE割引（商標登録第 5130763 号）
トレーディングツールに関する商標権	店頭FXナビゲーター（商標登録第 5438156 号） 365FXナビゲーター（商標登録第 5452706 号） 365CFDナビゲーター（商標登録第 5470887 号） 先物OPナビ（商標登録第 5508608 号）
その他	他 14 件

* 印は図形商標







4 . 技術の市場性、市場優位性の分析

我が国において今後個人投資家層が拡大していくためには、徒に利益を追求するだけでなく、「損失をできるだけ抑える」ための「リスク管理」の発想が必要であり、当社はかかる理念の下でリスク管理を実践するための「リスク管理追求型取引」の提供に力を入れています。かかるコンセプトの独自性に加えて、自社開発の柔軟かつ拡張性の高いネット取引システムを背景に、「リスク管理追求型取引」として現在提供している「トレーリングストップ」「±(プラマイ)指値」等の注文形態は、現在のところネット証券会社の中では当社のみが提供できるサービスとなっています。ネット取引システム、特に特殊な注文形態・投資手法に対応するシステム技術という点において、ネット専門証券会社の中でも明らかに当社が技術的優位性を備えているものと考えています。

将来的に個人投資家層が拡大し、上述のような特殊な注文形態等のニーズが多様化すると、これに対応することができる柔軟かつ拡張性の高いネット取引システムとこれまでのシステム開発による開発資産は、市場優位性を定める重要な要因になるものと考えています。かかる開発資産に含まれる発明を権利化すべく、当社では積極的に特許出願を行ってきた結果、保有する特許権、出願公開されている特許出願の件数は、ネット専門証券会社の中で最多となっています。2013年3月末現在において、ネット専門証券上位の各社の特許権の保有件数が0～4件であるのに対し、当社の特許権の保有件数は15件、ネット専門証券上位の各社の出願公開済の特許出願が1～12件であるのに対し、当社の出願公開済の特許出願は27件(三菱東京UFJ銀行との共同出願を含む。27件中11件は取下げ・みなし取下げまたは拒絶査定が確定。)となっています。取得した特許の一部では既にライセンス実績も発生していますが、このように、当社の自動売買の発注システム等における技術的優位性が、特許件数の面にも表れていると考えられます。

5 . 技術開発・知的財産組織図、技術開発協力・提携

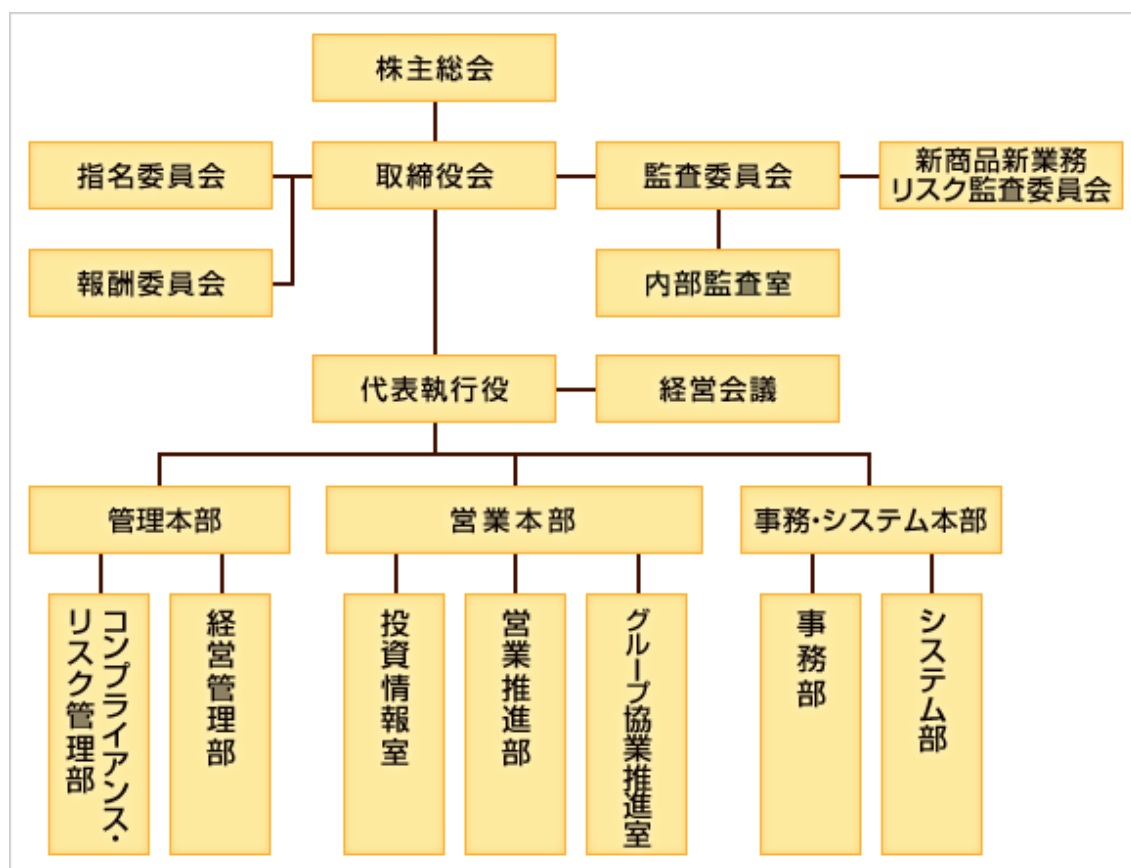
当社のコア技術であるネット取引システムにかかる技術開発は、独自に構想したコンセプトを実現するための基本設計レベルと、これを実用に耐えるように実装する実装レベルに大きく区分することができます。

このうち、基本設計レベルについては、営業本部からのフィードバック情報を元に、お客様のニーズを考慮しながら全社的に新サービスを検討し、システム部において実現のための技術的な検討を進めます。特許出願の対象となる発明の把握はこの段階において行われます。また、新サービスに対するネーミングも併せて検討されます。

特許出願・商標登録出願等の知的財産権を取得するための手続きは経営管理部が担当し、具体的な手続きは特許事務所等の外部機関に依頼しています。ここにおいて、システム部・経営管理部はじめ、当社と特許事務所の連携をスムーズかつ効率的に行える関係を構築し

ており、出願対象とすべきものの見落としや漏れを防止するとともに、経営戦略と知財戦略が乖離することのないよう努めています。

また、当社の知的財産権に関する方針を社内に浸透させ、必要な情報が的確に担当部署に伝えられる体制を構築することにも努めています。



一方、ネット取引システムを開発する実装レベルにおいては、当社システムにハードウェアはじめソフトウェア等パッケージ製品を提供している各社の技術サポートを受けて、実際の取引及び関連サービスに対応できるシステム開発を行っています。各パッケージ製品の特性や基本機能を最大限に活かした上で、ネット取引及び関連業務処理に応用し、独自性の高いサービスとしてアプリケーションの開発を行っています。

技術サポートには国内外の有力ベンダーが名を連ねており、最新技術をもって積極的な協力をいただいています。各ベンダーとは機密保持契約を結んだ上で、各社の未発表パッケージ製品へ助言など開発協力を行っており、当社によってネット取引及び関連業務処理に応用されたサービスは、実際にパッケージ製品後に各社のマーケティング展開において事例として活かされています。

6. 知的財産の取得・管理、営業秘密管理に関する方針（指針の実施を含む）

上記のとおり、当社における知的財産権の取得・管理に関する事務手続きは経営管理部が管掌しており、知的財産権に関連して行った手続きやトピックスなどを月例報告書としてとりまとめ、経営陣はじめ社内他の部門の管理者にも回覧を行っており、特に知的財産権に関する基本戦略を管理者層に周知させるよう努めています。

当社は、事業分野と事業コンセプトをこれまで説明したとおり明確に絞り込み、絞り込んだ分野に経営資源を集中的に投入することにより、競争優位を創り出すことを基本方針としています。この点は知的財産戦略においても違いはなく、知的財産権の取得・管理についても絞り込みの行われた分野での競争力の源泉となる知的財産の保護に集中し、かつ効率的な方法で進めることを企図しています。このような目的に沿った知的財産権関連業務を推進するためには、社内に幅広く啓発活動を行って発明の発掘等による知的財産権の取得に努めることよりも、管理者を中心に知的財産権に関する情報を共有し、事業戦略に則して必要な措置を講じる方式が効率的かつ効果的であるとと考えています。

当社は、金融機関として顧客情報の管理には十分なセキュリティ対策を施すとともに、当社独自の技術情報の流出に細心の配慮を行うよう、社内の秘密情報管理について社内規定に則り広範囲にわたり厳格な内部管理態勢を構築しています。当社はプライバシーポリシーにより徹底した個人情報管理をしており、情報セキュリティ管理（ISMS）の国際規格である「ISO/IEC 27001:2005=JIS Q 27001:2006」（以下「ISO/IEC 27001:2005」）の認証を2006年8月に取得し、既に取得済のISO9001(2000年版)認証と統合させたセキュリティ管理の実施を行い、情報資産や顧客情報に対する適切な安全対策の確保及び、セキュリティに関する脅威からの保護を行っています。

このような当社のセキュリティへの取り組みは、知的財産の取得・管理指針、営業秘密管理指針にも合致するものであると考えています。

7. ライセンス関連活動の事業への貢献

ネット証券業務を含む金融システムの分野においては、未だ特許権が成立してライセンスが発生している事例は少ない状況ですが、当社の取得している特許権の多くは当社の実施しているサービスに密接に関連しており、ネット証券会社が提供する逆指値等の条件注文などのサービスにおいて実施される可能性のあるものと考えられます。当社では、これまでも条件注文のサービスを提供している他社の実施状況の確認を行い、当社の特許発明を実施している可能性があるものと認められるものについては、ライセンス料の支払いを求めると個別に交渉を進めてきましたが、今後も必要に応じて十分な説明や、ライセンス料の支払い等を求めていく方針です。

当社が特許権や商標権について競合他社からライセンスの申込みを受けた場合については、金融サービスという業務の性格上、原則としてライセンスを行って当社の知的財産が

幅広く利用されることが好ましいと考えています。一方で、当社の先行投資により生み出された知的財産の価値を守るためには、相応の対価を受けるよう努力していきたいと考えています。

8 . 特許群の事業への貢献

当社の行っている特許出願のうち、これまでに 15 件（2013 年 3 月末時点）が特許権として権利化されていますが、その多くは当社の実施するサービスで利用されているものです。逆指値等の条件注文関連の特許権については、ネット証券会社の中でも当社が先駆けて取り組みを進め、市場を開拓してきた分野でもあるため、特に重要な権利と位置づけしており、必要に応じて権利活用に努めていく方針です。

当社の保有する特許権の中には、条件注文の中でも特に複雑な注文形態に関するもので当社のみしか実装されていないものなど、他社参入の抑止やライセンス収入の獲得といった効果が見通し難いものもありますが、事業への貢献という観点をより広く捉えるならば、特許権の成立による独占的な実施やライセンス収入の獲得という形態に限られず、当社の事業分野において他社特許の成立を防止する、当社の開発した技術をそのまま模倣されることを防止する、といった視点も重要になります。

ネット取引システムの優位性は、特許発明として権利化できる部分だけではなく、実際は円滑な取引遂行実績の積み重ねによるシステム運用のノウハウと、システムに対するお客様からの信頼の獲得が大きな要因となります。この点において、システム開発と運用の両面において業界内で先行する当社は優位性を有するものと考えられますが、かかる実質的な優位性が他社特許の成立により低減されることがないように、防衛的な出願を行って他社の権利の成立を防止することも重要であると考えています。従って、特許権の成立の有無に限らず、当社が実施する重要な発明についていち早く特許出願することは、実質的なシステムの優位性と併せて考えると、防衛出願を行うこと自体も事業に対して貢献し得るものと考えられます。

また、こうした特許権の存在は、当社システムの先進性、独自性の客観的な証となり、当社の強みを顧客やシステム構築等のパートナー企業に伝える手段として働いていることも、特許群の事業に対する貢献と捉えることができると考えています。

9. 知的財産ポートフォリオに対する方針

当社の知的財産のコアとして、これまで主にネット取引システムを中心に説明しましたが、現状において当社の事業を遂行して事業計画を達成するために最も重要なことは、確実な取引の執行と預り資産や個人情報等の管理によって顧客からの信頼を高めること、魅力ある手数料等の体系により顧客層の拡大に努めることです。

前者については、SLA（サービス品質保証制度）を導入して全業務に関する「品質目標」を掲げ、「記録管理」と「不備改善」プロセスの強化・徹底を図り、国内ネット証券会社では初めて品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO9001（2000年版）」の認証も取得しています。かかるSLAの実践には自動精査システム、電子承認システムなど、当社独自のシステムが貢献しており、ここで用いられている売買注文の執行保証方法について特許権を取得しています。また、個人情報の管理に関しては、情報セキュリティ管理（ISMS）の国際規格である「ISO/IEC 27001:2005=JIS Q 27001:2006」（以下「ISO/IEC 27001:2005」）の認証を2006年8月に取得しています。一方、後者については、自社開発の拡張性の高いネット取引システムの充実によって業務の効率化を進めることにより、競争力のある手数料の設定が可能になっており、2012年2月には現物株式の大幅な手数料改定を実施しました。

信頼性の強化とシステムの効率化はネット証券会社として成長を継続するためのベースになるものと考えられますが、将来的にはこれらを当然の前提とした上で、さらなる顧客サービスの充実が、競合他社との差異化のポイントになることが予想されます。具体的には情報提供サービスの拡充、取扱商品の拡大などの取り組みが各社で進められていますが、取り扱う商品やサービスの充実のみで決定的な差異化を図ることは容易ではありません。当社は顧客サービス充実の方向性を「リスク管理追求型」のコンセプトの下に集約し、独自のネット取引システムを活かした新しい注文方法の提供等による利便性の拡充、情報サービスの提供などを進めて、将来にわたって差異化要因となり得る知的財産の蓄積を進めています。

このように、当社の知的財産のポートフォリオは、ネット証券会社にとってベースとなる信頼性の高いかつ効率的なシステム技術と、将来の競争優位を創り出すための独自性の高いネット取引システムの開発資産から構成されています。このうち、後者については競合他社に対して有力な差異化要因となり得るものであるため、知的財産権により法的な保護を施すことができるように、特許出願や商標登録出願を行うよう努めています。

10 . リスク対応情報

証券取引システムの分野において、証券会社が取得している特許権の件数は徐々に増加しており、当社の15件を含めて170件近くとなっているものと推測されます。権利侵害等の紛争への対応は今後の課題になるものと考えられますが、一部の証券会社では公開される特許出願の件数が相当程度増加しており、当社では競合他社の出願を中心に特許公報・公開特許公報から当社のネット取引システムに関連する可能性のある出願を月次でピックアップすることとしています。今後当社のネット取引システムに関連する特許権を他社が取得する可能性を否定することはできません。

このようなリスクに対しては、当社が有力な特許権を取得することが最大の防御策になり得るものと考えて、積極的に特許出願を行い、重要な内容を含む出願については権利化に努めてきましたが、特許権という権利の性格上、取得した権利が無効となってしまったり、代替技術によって特許権を回避されてしまったりすることも生じ得ますので、1件の特許権のみに依存しすぎることなく、ポートフォリオとしての強みを形成していくことができるように努めていく方針です。

以 上